

社会環境と図書館の在り方の変化

(上尾市図書館の在り方検討資料)

令和元年10月7日
上尾市教育委員会図書館

目次

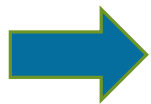
I. 図書館の定義	．．．	1
II. 従来の図書館像と新たなニーズ	．．．	2
III. 公共図書館を取り巻く環境	．．．	3
IV. 今後の地域における社会環境の在り方	．．．	5
V. 変わる図書館像	．．．	9
VI. 新しい要素	．．．	10
VII. まとめ	．．．	14

I. 図書館の定義

図書館法（昭和25年法律第118号）

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般社団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。



※この定義は施行以来、変わっていない。

Ⅱ. 従来の図書館像と新たなニーズ

- (1) 本・雑誌・CDなどを読み、無料で貸してくれる
→ 電子書籍やデータベースなどオンラインサービス
- (2) 厳格な雰囲気の中で静かに本が読める
→ 自由な雰囲気で居心地が良く、気軽に立ち寄れる環境
- (3) 司書がいて調べものの相談をすることができる
→ 様々な課題解決の役に立つ情報集約拠点
- (4) 絵本や読み物もあって、親子で利用できる
→ 親子が利用しやすい環境（託児や授乳室など）
- (5) 講演会やお話し会などのイベントがある
→ 図書館の枠組みを超えたイベント
- (6) 図書館では飲食ができない
→ 飲食しながら本を読める環境



※社会環境の変化によって新たな課題とニーズが発生している。

Ⅲ. 公立図書館を取り巻く環境

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

Ⅲ. 公立図書館を取り巻く環境

- (1) 指定管理者制度導入館の増加
→238市区町村551館 前年比0.6ポイント増(2018調査)
- (2) 貸出数の減少
→全図書館の貸出総数はピーク時の2010年度の95.7%(2018調査)
- (3) 図書館費の減少
→全国的に図書館費、人件費、図書資料費は減少傾向(2018調査)
- (4) 複合化と集約化
→公共施設マネジメントにより、複合化や集約化を図る自治体の増加
- (5) 利用者ニーズの多様化・高度化
→IT技術の進歩や国際化、市民の学習意欲の高まりなど
- (6) 図書館に求められる役割の変化
→P6～9参照

IV. 今後の地域における社会教育の在り方

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割 ～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

(1) 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGs(持続可能な開発目標)に向けた取組等

⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要

(2) 人生100年時代の到来、Society5.0※1実現の提唱等

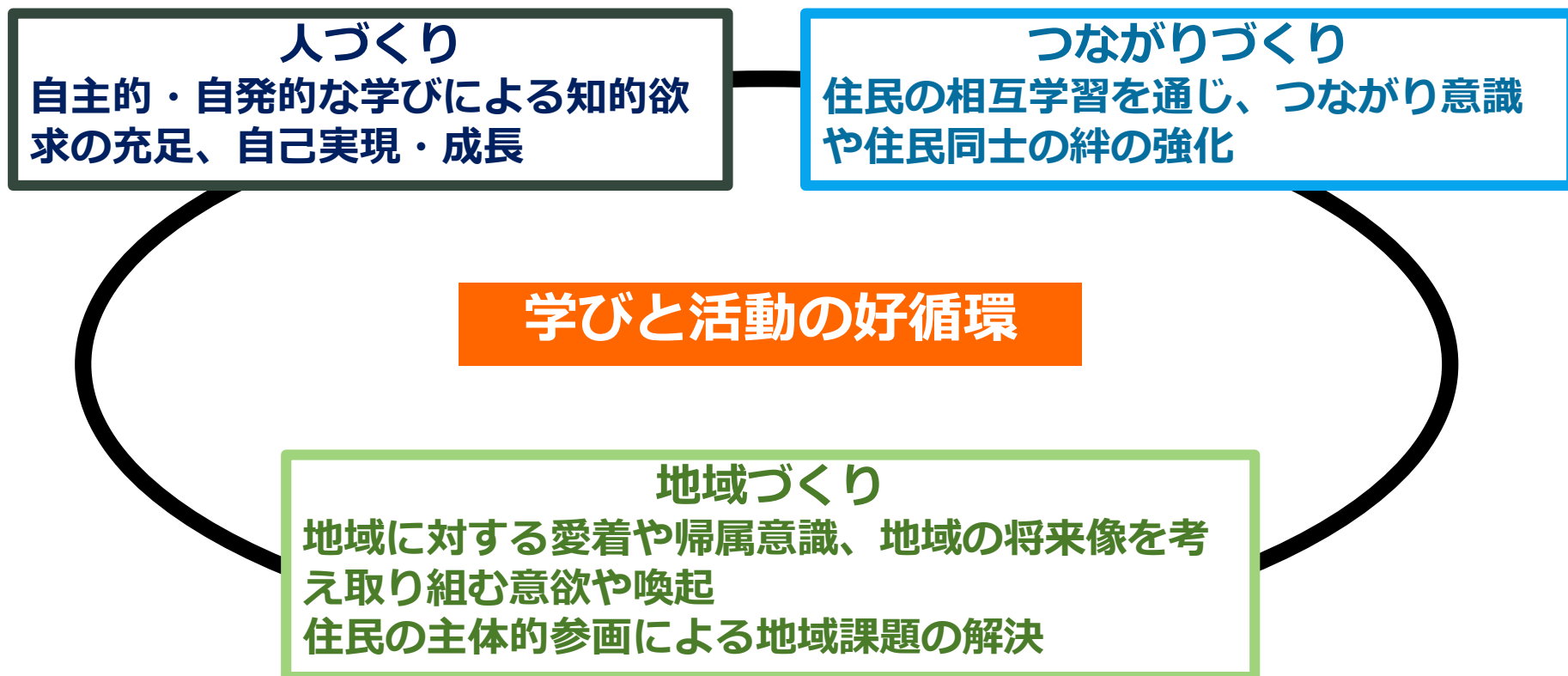
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

※1 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

（H30.12.21 中央教育審議会答申概要）

IV. 今後の地域における社会教育の在り方

個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割（イメージ図）



(H30.12.21 中央教育審議会答申概要)

IV. 今後の地域における社会教育の在り方

2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

(1) 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

(2) ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

(3) 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し



開かれ、つながる
社会教育へ

(H30.12.21 中央教育審議会答申概要)

IV. 今後の地域における社会教育の在り方

3. 今後の社会教育施設の在り方に求められる役割（図書館）

○ 図書館は、図書館法に規定される目的を達成するため、図書等の貸出し、読書会、レファレンスサービス等を実施してきている。

○ 今後は、一人一人の人格を陶冶し、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められる。さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される。

○ 生涯学習分科会等でのヒアリングにおいても、図書館について、多様な世代の住民を引き付けるという図書館の強みと、地域の抱える課題（例えば、住民の健康づくり、中心市街地の活性化等）に係る行政の機能を、複合施設において適切に融合させることにより、新たな学習のきっかけづくりや仲間作りなどの側面と、地域の課題解決の側面の双方において成果を上げている例が紹介された。

○ さらに、図書館の機能の更なる広がり例として、多様な働き方の広がりに対応するため、図書館を中核とした複合施設において、電源や通信環境、コピー機等を整備し、いわゆるコワーキングスペースとしての機能を果たしている例や、子供の貧困対策におけるアウトリーチの取組の一環として移動図書館を実施している例などもある。

○ こうした状況も踏まえ、今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれる。

(H30.12.21 中央教育審議会答申)

V. 変わる図書館像

■ 近年開館し、新たな取り組みで注目を集める図書館

- 武蔵野プレイス（平成23年開館）
- みんなの森ぎふメディアコスモス（平成27年開館）
- 大和市文化創造拠点シリウス（平成28年開館）
- 太田市図書館・美術館（平成29年開館） など

これらの図書館の特徴として、従来の図書館業務に加えて、社会教育全般や、ビジネス・起業・介護・子育てなど、地域社会と住民生活を支える情報拠点として機能していることが挙げられる。

VI. 新しい要素

要素① 「社会教育の拠点」

KEYWORD

- ・ 多様な利用者に対する学習支援
- ・ 郷土資料の収集・保存・公開
- ・ 社会教育の担い手育成
- ・ 人材ネットワークによる連携 など



学習室(武蔵野プレイス)

VI. 新しい要素

要素② 「地域課題の解決への取り組み」

KEYWORD

- ・ 多様なレファレンスへの対応強化
- ・ 地域の愛着と帰属意識の醸成
- ・ ビジネス支援
- ・ 地域の活性化に寄与 など



地域の活性化(シリウス)

VI. 新しい要素

要素③ 「サードプレイスとしての図書館」

KEYWORD

- ・ 開放的で居心地のよい空間
- ・ 専用学習室
- ・ 子育て世代に向けたサービス
- ・ カフェ
- ・ 多様な利用者にとって利用しやすい施設 など



カフェ(海老名市立図書館)

VI. 新しい要素

要素④ 「ITの活用」

KEYWORD

- 公衆無線LAN
- 自動貸出・返却機
- 予約棚システム
- 電子書籍
- 郷土資料のデジタル化 など



電子書籍(桶川市立図書館)

VII. まとめ

1. 基本的な図書館の定義とこれまで担ってきた役割を尊重しつつ、多くの利用者にとって価値のある図書館の在り方を模索していく必要がある。

2. 市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれる。